

## 平成29年度 長南町企業等誘致支援業務委託仕様書

### 1. 目的

人口減少、少子高齢化、過疎化が顕著である長南町では、平成29年3月に町内の全4小学校を閉校し、翌4月からは新たに中学校敷地内に建設した新校舎に4小学校を統合して小中一貫型教育をスタートした。

これに伴い、町内4地区の中心に位置する旧小学校施設は廃校となったが、町として町民共有の財産である4小学校の同時閉校をチャンスと捉え、企業等の誘致による地域活性化を目指すこととした。

本事業では、廃校やその他の遊休地へ企業等を誘致することにより、雇用創出、移住定住を促進し、地域活性化により賑わいのある長南町を実現することを目的とする。

また、本事業は、千葉県等との広域連携により実施する「新しい「人の流れ」から「しごとの場」まで地域一体で創造する千葉創生事業」により、効果的に事業を推進するものとする。

### 2. 業務委託の内容

#### (1) 業務名

長南町企業等誘致支援業務委託

#### (2) 委託期間

契約締結日の翌日から平成30年2月28日まで

#### (3) 委託金額

10,099千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

#### (4) 業務内容

本業務委託においては、上記1に掲げた目的を達成するため、「長南町立小学校跡地活用基本方針」を念頭におき、企業誘致の効果的な推進に向けた以下の事業を実施する。

##### ①情報収集・調査

長南町に企業等を誘致するために必要な情報（地域特性、地域資源、産業構造、

企業ニーズ等）の収集及び調査を行う。

#### ②広報活動

長南町の企業誘致に関する情報を幅広くPRするため、企業誘致、雇用創出、移住・定住促進に向けたプロモーションビデオ、パンフレット等を作成する。（町の特色を強調し、ドローン活用等によりインパクトのあるものとする。）

また、専門誌や業界誌、鉄道広告など各種媒体を活用した広報活動を行う。

#### ③セミナー及びモニターツアー等の開催

企業等を対象としたミニセミナー及びモニターツアー等を開催し、長南町の魅力や地域資源、町内業者との連携情報等をPRし、長南町に進出可能性のある企業等を絞り込む。

また、東京等で事業者向けに開催されるフォーラム、セミナー等に参加し、企業等に対する直接的な誘致活動を行う。

#### ④課題解決への取り組み

長南町の地域課題と企業の得意分野のマッチングにより、町の課題解決に結び付けるための調整等を行う。

#### ⑤個別相談等の対応

対象となる企業等に対し、長南町進出に関する個別相談、視察対応、コーディネートに隨時対応する。

#### ⑥広域連携自治体との調整

本事業は千葉県等との広域連携事業として実施するものであり、必要に応じて関係機関との協議、調整等を行う。

#### ⑦数値目標

本事業は次の数値を目標として実施する。

- ・モニターツアー参加企業 10社以上
- ・個別相談件数 10件以上

#### ⑧その他

上記のほか、必要に応じ、長南町企画政策課と連携をとりながら企業等誘致活動を推進する。

### 3. 関係書類の提出について

#### （1）業務計画書

受託者は、長南町と協議のうえ、本事業の実施方法、実施体制及びスケジュール等を明記した業務計画書を提出する。また、業務計画書に変更が生じ

る場合は、長南町との事前協議のうえ、変更後の業務計画書を提出する。

(2) 業務完了報告書

全ての業務完了後は、各業務内容及び収支等について詳細な内容を明記した業務完了報告書を作成し、紙媒体及び電子媒体により長南町に提出する。

(3) その他

受託者は、上記のほか、長南町が指示により適宜必要な書類を提出する。

#### 4. 著作権等に関する取扱い

(1) 広報及び成果品の著作権

本業務の実施にあたり作成したドキュメントやデータ等の情報及びコンテンツに関する著作権は、原則として長南町に帰属するものとする。

#### 5. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方の協議により決定する。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、総括責任者を1名配置し、円滑に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、事業の一部を再委託する場合は、委託先及び業務内容等について長南町との協議を必要とする。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたっては、発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。
- (5) 受託者は、業務実施にあたり、関係法令等を遵守すること。
- (6) 受託者は、千葉県等の広域連携自治体及び他の関係機関との連携や情報交換に協力し、セミナー等を関係機関と共同により開催する場合においても、連携し協力すること。
- (7) 受託者は、業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前説明し、同意を得ること。また、取得した個人情報及び法人情報は長南町に帰属するものとし、長南町個人情報保護条例及び関係法令等を踏まえ適切に管理すること。なお、収集した個人情報、法人情報は、契約期間満了後、発注者に返還し、発注者より次期受注者へ提供するため、情報の引き継ぎに関して、再度同意を得る必要はない。
- (8) 委託期間終了等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、データ等を遅滞なく提供すること。